

社会福祉法人東浦町社会福祉協議会役員、評議員並びに相談員  
並びに講師の手当及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東浦町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員、評議員並びに相談員並びに講師に対して支給する手当及び費用弁償について、必要な事項を定める。

(手当及び費用弁償)

第2条 手当の額は、次のとおりとする。

(1) 会長 月額 10,000円

(2) 副会長 月額 5,000円

(3) 理事（会長、副会長を除く。） 監事及び評議員

1回 3,000円

ただし、同一日において理事会及び評議員会が行なわれた場合は、評議員のうち理事を兼ねる者については、1回とみなす。

(4) 相談員 1回 3,000円以内で予算で定める額

(5) 講師 1回 10,000円以内で予算で定める額

2 費用弁償は、次のとおりとする。

(1) 理事、監事及び評議員が会長の要請で公務為旅行したときは、

その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

(2) 前号の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人東浦町社会福祉協議会職員旅費規程による。

この場合において、同規程で「東浦町職員の旅費に関する条例」中の「何級の職務」という場合は、7級以上の職務にある者とみなす。

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成11年4月 1日より施行する。
- 2 「社会福祉法人東浦町社会福祉協議会役員及び職員の給与、諸手当等並びに旅費に関する規程」(昭和61年)のうち、役員の旅費については、この規程を適用する。